

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱改正の主なポイント

【第4条3項関係】

- ・盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第3項に定める現任研修の受講対象者等の見直しを行うことに伴い、ただし書を追加。

【その他】

盲ろう者通訳・介助者派遣コーディネートをより適切に行うため、各様式を改正。

- ・様式第2号「大阪府盲ろう者通訳・介助者登録申請書」

これまで「ホームヘルパー等の資格」の有無のみ記載していた欄を、通訳・介助者の情報をより正確に把握できるよう改正。その他文言等微修正。

- ・様式第6号「大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書」

盲ろう者の状況をより正確に把握するため、「歩行困難の有無・程度等」を記載する欄を追加。